

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県交通局長（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 10 月 31 日付 4 交管第 125 号で行った公文書不開示決定のうちドライブレコーダーの映像記録（交通局及び〇〇バス車両）を不開示とした処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、車外（前方及び運転席側）を捉えているドライブレコーダーの映像のうち個人識別情報が映っている以外の部分については、閲覧による部分開示を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 9 月 1 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「〇月〇日に〇〇処分を受けた県営バス運転手が乗務時のドライブレコーダー記録、前方を走っていた〇〇バスのドライブレコーダー記録及び処分に関する文書すべて」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「ドライブレコーダーの映像記録（交通局及び〇〇バス車両）（以下「本件文書」という。）」及び処分に関する文書について「①営業所からの報告書、②警察への報告書、③賞罰委員会資料、④職員の処分に関する起案資料、⑤記者発表資料、⑥顛末書」を特定し、令和 4 年 10 月 31 日付けで、本件文書については、「ドライブレコーダーには車内外のカメラとも死角があるため、ドライブレコーダー記録を公にすることにより、防犯対策上、支障を生じるおそれがあり、バス運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」及び「運転士、乗客、通行者の顔や肉声は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、通行車両及び駐車車両については、路線風景と車両の特徴などから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があるため。なお、映像には、当該個人情報が多数含まれており、容易に区分して除くことは困難である。」という理由により条例第 7 条第 6 号及び第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

併せて、処分に関する文書に係る前記⑥の文書について、「全て自筆で書かれており、筆跡により特定の個人を識別することができる可能性があるため。」という理由により条例第7条第1号に該当するとして、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

なお、処分に関する文書に係る前記①ないし⑤の文書については、同日付で部分開示決定を行っている。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和4年11月11日付で審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 長崎県交通局長から本件処分を受けた。

(2) 長崎県交通局長は、その理由を

① ドライブレコーダーには車内外のカメラとも死角があるため、ドライブレコーダー記録を公にすることにより、防犯対策上、支障を生じるおそれがあり、バス運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

② 運転士、乗客、通行者の顔や肉声は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、通行車両及び駐車車両については、路線風景と車両の特徴などから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があるため。なお、映像には、当該個人情報多数含まれており、容易に区分して除くことは困難である（条例第7条第6号及び第1号該当）としている。

(3) しかしながら、本件処分は以下の理由で違法である。

① 前記(2)の①については、バス車両へのドライブレコーダー取り付け位置は標準化されており、映像が映る範囲や死角は容易に想像できる。添付資料1の日本自動車車体工業会の「バス用ドライブレコーダ車両搭載のガイドライ

ン」には取り付け位置や適用範囲などが明示されている。また、添付資料2の〇〇〇〇のウェブサイトでは、カメラ設置位置が明らかにされており、バスという形状の特性上、長崎県営バスでも同様の位置に設置されていると容易に想像できる。また、添付資料3の〇〇〇〇がヒヤリハット研修のためにユーチューブにアップした動画のように、様々なウェブに多数のバスのドライブレコーダーの動画がアップされており、これらを見れば撮影範囲が容易に想像できる。

以上のような理由から「防犯対策上、支障を生じる」というのは非開示の理由には当たらない。

- ② 前記(2)の②については、動画にボカシを入れたり、音声を変えたりするアプリは、無料のものも含めて多数が流通している。これらを使えば、ドライブレコーダーの映像や音声を特定の個人を識別できないように加工することは容易である。

よって、「映像には、当該個人情報多数含まれており、容易に区分して除くことは困難である」というのは非開示の理由に当たらない。

- (4) 本件処分により、審査請求人は憲法第13条で保障された知る権利を侵害された。当該バスは、業務運行中、〇〇〇のバスにあおり運転をするという非常に危険で悪質な行為をしており、バスの乗員、乗客だけでなく、後続車や対向車の乗員ら多くの県民を危険にさらしている。審査請求人は報道機関の記者であり、当該バスがどのような走行をしたのか、具体的にドライブレコーダーの映像を検証し、県民に真実を伝え、長崎県交通局に対して再発防止を求める社会的責務を負っている。そのためにドライブレコーダーの映像は非常に重要な資料であり、不当な理由で非開示とするのは許されない。
- (5) 以上の点から、本件処分の取り消しを求めるため、本件審査請求を提起した。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

- (1) ドライブレコーダーには車内外のカメラとも死角があるため、ドライブレコーダー記録を公にすることにより、防犯対策上、支障を生じるおそれがあり、バス運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。
- (2) 運転士、乗客、通行者の顔や肉声は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、通行車両及び駐車車両については、路線風景と車両の特徴な

どから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別する可能性があるため、条例第7条第1号に該当する。

なお、映像には、当該個人情報が多数含まれており、容易に区分して除くことは困難である。

以上のことから不開示決定とした。

2 審査請求の理由に対する意見について

(1) 防犯対策上の支障について

審査請求人は、バス車両へのドライブレコーダー取り付け位置は標準化されており、映像が写る範囲や死角は容易に想像できるとして、「防犯対策上、支障を生じる」というのは不開示の理由に当たらないと主張する。

しかし、審査請求人の添付資料1、2、3はあくまでもドライブレコーダー設置の例であり、これを持って同様に長崎県交通局のバス車両のドライブレコーダー取り付け箇所、映像の範囲を特定できるとは言えない。なお、実際に長崎県交通局のバス車両においては、車種や年式等により、個別に取り付け箇所や映像の範囲を調整している例がある。

よって、ドライブレコーダー記録を公にすること自体が、長崎県交通局のバス車両の車内外の死角を明らかにし、防犯対策上、支障が生じるおそれがあり、バス運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審査請求人の主張する理由には当たらないことから、条例第7条第6号に違反するとは認められない。

(2) 条例第8条第1号（部分開示）の該当性について

本件文書は、長崎県交通局で使用している専用システムでしか映像を読み込むことができない。また、映像を加工する際は、加工する箇所を特定したうえで、秒単位での時間指定等を行いながら個々に作業をしなければならず、個人情報が多数含まれている本件文書においては、当該情報を容易に区分して除くことは困難であり、条例第8条第1号に該当しない。

(3) 結論

前記1で述べたとおり、原処分は、条例第7条第6号及び第1号に該当するものであり、また、前記(1)及び(2)で述べたとおり、審査請求人の主張は当たらないことから、原処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地

- 方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

(3) 条例第8条について

本条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨定めている。

3 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、令和〇年〇月〇日に〇〇処分を受けた交通局のバス（以下「県営バス」という。）運転手が乗務時のあおり運転に係るドライブレコーダー記録及び当該県営バスの前を走行していた交通局の〇〇〇である〇〇〇〇株式会社のバス（以下「〇〇バス」という。）のドライブレコーダー記録である。

イ 県営バス及び〇〇バスとも車内及び車外に複数台のドライブレコーダーが設置されており、それぞれドライブレコーダー記録が存在している。

(2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、以下のとおりであった。

ア ドライブレコーダーの記録映像を公にすると、ここからここまでしか映っていないという範囲が明らかになり、死角が詳らかになってしまう。そうすると、いたずらや痴漢、乗っ取りといった防犯上の支障が生じるおそれがあり（防犯効果の低下は免れない）、バス運営事業の適正な遂行にも支障を及

ぼすおそれがあると考えている。

イ 本件文書には、運転士、乗客、通行者等が映っているが、これらは個人識別情報に当たるものである。また、当該情報が多数含まれており、これらを容易に区分して除くことは困難である。

ウ 本件文書は、専用プログラムが無ければ再生できないため普通のパソコンでは見ることができず、ダビングできないため、本件開示請求において「開示の実施の方法」として求められている「写しの交付」を行うことができない状況にある。

(3) 本件文書の内容について

ア 本件文書は、前記(1)の映像である。実施機関は、不開示理由の一つとして、防犯上の支障を挙げているところ、車内及び乗降口（車外）を捉えているドライブレコーダーの映像については、死角が明らかになることにより防犯上の支障が生じるおそれがあるとの主張については否定し難いと思料する。そうすると、バス運営事業の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号に該当する。また、これらの映像には、いずれも運転手や乗客等の個人が映っているが、これらは個人を識別できる情報と認められ、同条第1号にも該当するものである。

よって、車内及び乗降口（車外）を捉えているドライブレコーダーの映像を不開示としたことは妥当である。

イ 一方で、車外（前方及び運転席側）を捉えているドライブレコーダーの映像については、大部分が前方の車両や風景であると認められる。これらについては、死角が明らかになることにより防犯上の支障が生じるおそれがあるとの主張については、にわかには首肯し難い。とはいえ、前方のバスの乗降客やバス停付近にいる人、横断歩道の歩行者やその他の通行者等が映り込んでいる部分があり、その中には個人を識別できる情報が含まれていることが確認された。これら個人を識別できる部分については、条例第7条第1号に該当する不開示情報と認めることが相当である。しかし、これらの個人識別情報が映っている以外の部分については、開示するのが相当である。

なお、運転手や乗客等の肉声については、個人識別情報と認められるところ、当該開示相当部分にはそれらの音声は入っていない。

ウ 本件文書は、前記(2)のウのとおり、専用プログラムが無ければ再生できず、ダビングできないため、写しの交付を行うことができないとのことであるが、前記イのとおり、開示可能な部分が認められる以上、写しの交付が不可能であることのみをもって、全てを不開示とすることは妥当ではないと思料する。あくまでも、判断すべきは条例上開示か不開示かであって、写しの交付は開示を実施する際の手段にすぎないからである。写しの交付ができないのであ

れば、閲覧により開示することが相当と考えるが、このことは、前記1で述べる条例の基本的な考え方にも合致するものと思料する。

エ 以上のことから、前記イの映像については、個人識別情報を除き、閲覧により部分開示すべきである。なお、開示に当たっては、例えば、不開示部分を飛ばして開示できる部分だけを閲覧させるなど、容易に区分することができる方法を検討されたい。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年2月17日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年2月21日	・審査会（審査）
令和5年3月22日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和5年4月18日	・審査会（審査）
令和5年4月26日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長